



平成 26 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 池 田 元 英
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 経 営 管 理 本 部 長 畑 直 史
(TEL. 03-5284-8326)

株式会社GW長岡製作所（仮差押え時の商号「株式会社SPC」）に対する
本訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成26年10月30日、東京地方裁判所において、株式会社GW長岡製作所 以下「GW長岡製作所」（仮差押え時の商号「株式会社SPC」）に対し、本訴訟を提起いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本訴訟に至った経緯及び理由

(1) 当社は、平成25年12月17日、石山ゲートウェイホールディングス株式会社（以下、「ゲートウェイ社」）グループが建設予定の茨城県神栖市木崎所在のバイオディーゼル発電所の発電所新築工事について発注内示（内示書の作成名義はGW電力株式会社）を受け、その後の折衝により、ゲートウェイ社の子会社であった株式会社SPC（当時。現商号「株式会社GW長岡製作所」）と平成26年2月1日付け工事請負契約（契約書の名義は「工事請負基本契約書」）を締結した。請負代金額金1億4962万5000円（税込み）。完成工期は当初平成26年2月末日、その後同年3月末日に変更。

(2) その後、工事は全体の7，8割に至るまで進行したが、株式会社SPCは代金を支払わなかった。そこで当社は、平成26年3月上旬以降、工事を全面的に中止し代金支払い交渉を開始したが、株式会社SPCは、同年5月16日、工事請負契約を解除する、代金支払い債務は存在しないと主張するに至った。

このため、当社はやむを得ず、仕掛かり中工事の注文主解除により生じた損害賠償請求権を保全するため、同社所有の不動産（長岡市北陽所在土地建物）について東京地方裁判所に不動産仮差押命令の申立を行い、同年8月12日、同裁判所より申立が相当と認められ不動産仮差押命令の発令を得た。

また、その後も、株式会社SPCより任意弁済等の申し出がなされないため、平成26年10月30日、東京地方裁判所に本訴訟を提起した。

【注】

*法律上、注文者は工事完成までの間は、請負契約を無理由解除できるとされる。ただし、請負人に生じた損害の賠償を要する（民法641条）。

2. 本訴訟の概要

(1) 当事者：株式会社エナリス

被 告：株式会社GW長岡製作所（仮差押え時の商号「株式会社SPC」）

(2) 請求の趣旨は、以下のとおりです

被告は工事請負契約に基づく工事代金の支払い及びこれに対する平成26年5月17日から支払い済みの日まで、年5%の割合に対する金員の支払い等

3. 今後の見通し

本訴訟の進捗に応じて、必要な開示事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上